

富山市教育委員会 11月定例会 資料

令和7年12月 教育委員会補正予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
教育委員会 合計	23,625,263	53,948	23,679,211	
(款10)教育費	23,625,263	53,948	23,679,211	
(項2)小学校費	10,315,916	25,000	10,340,916	1 総務学校管理事務費 25,000
(項3)中学校費	6,673,928	28,948	6,702,876	1 総務学校管理事務費 26,000 2 校具整備事業費 800 3 学校給食運営事務費 2,148

令和7年12月 教育委員会補正予算（人件費分）（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
教育委員会合計	23,679,211	213,102	23,892,313	
(款10)教育費	23,679,211	213,102	23,892,313	
(項1)教育総務費	2,723,823	62,614	2,786,437	1 事務局一般管理費 (人件費) 36,579 2 学校教育事務費 (人件費) 1,880 3 学校図書館充実事業費 (人件費) 7,822 4 スクールサポーター配置事業費 (人件費) 6,056 5 部活動指導員配置事業費 (人件費) 366 6 教育センター管理運営事務費 (人件費) 9,911
(項2)小学校費	10,340,916	43,793	10,384,709	1 総務学校管理事務費 (人件費) 43,793
(項3)中学校費	6,702,876	24,931	6,727,807	1 総務学校管理事務費 (人件費) 11,825 2 給食センター管理事務費 (人件費) 13,106
(項4)幼稚園費	171,226	△ 11,352	159,874	1 総務事務費 (人件費) △ 11,352
(項5)社会教育費	3,740,370	93,116	3,833,486	1 一般管理事務費 (人件費) 4,644 2 大山歴史民俗資料館等管理運営費 (人件費) 477 3 猪谷関所館管理運営費 (人件費) 76 4 管理運営事務費(公民館費) (人件費) 37,802 5 管理運営事務費(郷土博物館費) (人件費) 22,913 6 管理運営事務費(民俗民芸村費) (人件費) 12,493 7 管理運営事務費(図書館費) (人件費) 10,691 8 管理運営事務費(科学博物館費) (人件費) 1,961 9 普及教育事業費(科学博物館費) (人件費) 675 10 管理運営事務費(市民学習センター費) (人件費) 1,384

人件費補正について

(1) 人件費

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)		
							現計 予算	今回 補正	増減
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	教育総務課	150,281	△ 6,071	144,210	18	17	△ 1
			学校再編推進課	72,790	△ 2,476	70,314	9	9	0
			学校施設課	96,872	6,096	102,968	13	13	0
			学校教育課	244,998	46,700	291,698	28	32	4
			学校保健課	108,557	△ 4,470	104,087	14	14	0
			教育行政センター	46,950	△ 310	46,640	6	6	0
			計	720,448	39,469	759,917	88	91	3
		5 教育センター費	教育センター	78,360	8,946	87,306	9	10	1
		6 野外教育活動センター費	学校教育課	9,707	0	9,707	1	1	0
	計	808,515	48,415	856,930	98	102	4		
	2 小学校費	1 学校管理費	教育総務課	758,082	17,944	776,026	121	118	△ 3
		計	758,082	17,944	776,026	121	118	△ 3	
	3 中学校費	1 学校管理費	教育総務課	138,162	△ 2,091	136,071	20	19	△ 1
		計	138,162	△ 2,091	136,071	20	19	△ 1	
	4 幼稚園費	1 幼稚園費	教育総務課	78,185	2,463	80,648	11	10	△ 1
		計	78,185	2,463	80,648	11	10	△ 1	
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	生涯学習課	74,666	694	75,360	10	10	0
			教育行政センター	14,063	288	14,351	2	2	0
			埋蔵文化財センター	96,798	3,662	100,460	11	11	0
			計	185,527	4,644	190,171	23	23	0
		4 郷土博物館費	郷土博物館	41,810	22,534	64,344	6	8	2
5 民俗民芸村費		民俗民芸村管理センター	33,279	12,493	45,772	4	5	1	
6 図書館費		図書館	173,042	1,753	174,795	24	24	0	
7 科学博物館費		科学博物館	127,708	618	128,326	16	16	0	
8 市民学習センター費		市民学習センター	24,280	△ 122	24,158	3	3	0	
計	585,646	41,920	627,566	76	79	3			
合 計				2,368,590	108,651	2,477,241	326	328	2

(2) 報酬等

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	教育総務課	33,125	△ 6,077	27,048
			学校教育課	49,440	1,880	51,320
			学校保健課	45,357	2,703	48,060
			教育行政センター	7,111	484	7,595
			計	135,033	△ 1,010	134,023
		4 教育指導費	学校教育課	145,642	14,244	159,886
		5 教育センター費	教育センター	59,441	965	60,406
		6 野外教育活動 センター費	学校教育課	50,530	0	50,530
		計	390,646	14,199	404,845	
	2 小学校費	1 学校管理費	教育総務課	385,763	25,849	411,612
	計	385,763	25,849	411,612		
	3 中学校費	1 学校管理費	教育総務課	213,521	13,916	227,437
	4 給食センター費	学校保健課	7,317	13,106	20,423	
	計	220,838	27,022	247,860		
	4 幼稚園費	1 幼稚園費	教育総務課	68,949	△ 13,815	55,134
	計	68,949	△ 13,815	55,134		
	5 社会教育費	2 文化費	生涯学習課	13,062	0	13,062
			教育行政センター	18,240	553	18,793
			埋蔵文化財センター	24,345	0	24,345
			計	55,647	553	56,200
		3 公民館費	生涯学習課	422,558	37,802	460,360
		4 郷土博物館費	郷土博物館	34,652	379	35,031
		5 民俗民芸村費	民俗民芸村 管理センター	110,196	0	110,196
		6 図書館費	図書館	103,274	8,938	112,212
		7 科学博物館費	科学博物館	42,784	2,018	44,802
	8 市民学習 センター費	市民学習センター	36,405	1,506	37,911	
	計	805,516	51,196	856,712		
合 計				1,871,712	104,451	1,976,163

教育委員会 人件費及び報酬等 総 計	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
	4,240,302	213,102	4,453,404

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水橋学園開校記念広報事業費	自令和7年度至令和8年度	3,850
スクールバス運行等事業費（古沢・池多地区分）	自令和7年度至令和12年度	133,018

【総務学校管理事務費（小学校）】

【総務学校管理事務費（中学校）】

小学校及び中学校における燃料費等について

[教育総務課]

(1) 補正額 51,000千円

〔 財源内訳 一般財源 51,000千円 〕

(2) 事業目的

小学校及び中学校の適切な管理運営を行うもの。

(3) 事業内容

燃料費の高騰等に伴い、小学校及び中学校で不足することが見込まれる費用について補正する。

ア 小学校

(単位：千円)

	区分	補正前の額	今回補正額	補正後の額
燃料費	LPガス料	38,046	6,000	44,046
光熱水費	電気料	554,545	7,000	561,545
	都市ガス料	54,427	3,200	57,627
	上下水道料	175,805	8,800	184,605
合計		822,823	25,000	847,823

イ 中学校

(単位：千円)

	区分	補正前の額	今回補正額	補正後の額
光熱水費	電気料	181,862	26,000	207,862
合計		181,862	26,000	207,862

【校具整備事業費（中学校）】

【学校給食運営事務費（中学校）】

35人学級編制に伴う備品購入等について

[教育総務課]

[学校保健課]

(1) 補正額 2,948千円

〔 財源内訳 一般財源 2,948千円 〕

(2) 事業目的

中学校の35人学級編制については、令和8年度に入学する新入生から順次移行することとなっており、円滑な学校運営に向けた環境を整備するもの。

(3) 事業内容

35人学級編制の導入に伴い、学級数が増加する学校（9校・13学級）の普通教室に備え付ける備品等を購入する。

<内訳>

① 教卓及び配膳台の購入 800千円

② 給食センター受配校の配食用食缶等の購入 2,148千円

【学校再編推進事業費（債務負担行為）】

水橋学園開校記念広告の掲載について

[学校再編推進課]

(1) 債務負担行為の設定

事 項	期 間	限度額
水橋学園開校記念広報事業費	令和7年度 ～令和8年度	3,850千円

(2) 事業目的

本市初の義務教育学校（水橋学園）の開校を祝うとともに、広く周知を図るもの。

(3) 事業内容

開校式当日に新聞紙見開き2ページの開校記念広告を掲載する。

(4) 今後のスケジュール

日 程	内 容
令和8年 1月	業務委託契約の締結
1～3月	原稿作成、取材、撮影等の実施
令和8年 4月	9日掲載

【スクールバス運行等事業費（債務負担行為）】

老田小学校及び古沢小学校・池多小学校の統合に係るスクールバス運行費等について

[学校再編推進課]

(1) 債務負担行為の設定

事項	期間	限度額
スクールバス運行等事業費 (古沢・池多地区分)	令和7年度 ～令和12年度	133,018千円

(2) 事業目的

学校統合により遠距離通学となる児童のスクールバスを運行し、安全安心な通学環境を整備するもの。

(3) 事業内容

令和9年4月に、老田小学校に古沢小学校及び池多小学校が統合することに伴い、古沢・池多小学校区の児童の通学に必要なスクールバスの購入や運行、維持管理を行う。

(4) 今後のスケジュール

日程	内容
令和8年1月	運行業務委託契約 バス購入契約
9月	バス納入
令和9年4月	統合、本運行開始

議案第156号

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
富山市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例

富山市立学校設置条例（平成17年富山市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校及び幼稚園」を「富山市立中学校、富山市立義務教育学校及び富山市立幼稚園」に改める。

第2条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第1 富山市立浜黒崎小学校の項及び富山市立浜黒崎小学校松風分校の項を削り、同表富山市立大広田小学校の項の次に次のように加える。

富山市立大広田小学校松風分校	富山市針日225番地
----------------	------------

別表第1 富山市立水橋中部小学校の項から富山市立三成小学校の項まで及び富山市立音川小学校の項を削る。

別表第2 富山市立水橋中学校の項及び富山市立三成中学校の項を削る。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

名称	位置
富山市立義務教育学校水橋学園	富山市水橋中村28番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（富山市通学区域審議会条例の一部改正）

2 富山市通学区域審議会条例（平成17年富山市条例第27号）の

一部を次のように改正する。

第1条中「及び富山市立中学校」を「、富山市立中学校及び富山市立義務教育学校」に、「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める。

第2条中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める。

(富山市交通遺児福祉金支給条例の一部改正)

- 3 富山市交通遺児福祉金支給条例(平成17年富山市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 4 富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成17年富山市条例第249号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校及び幼稚園」を「富山市立中学校、富山市立義務教育学校及び富山市立幼稚園」に改める。

(富山市野外教育活動センター条例の一部改正)

- 5 富山市野外教育活動センター条例(平成17年富山市条例第253号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び中学校」を「、富山市立中学校及び富山市立義務教育学校」に改める。

(富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年富山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

富山市立学校設置条例の一部改正について

[教育総務課]

(1) 趣旨

富山市立小学校及び富山市立中学校の統廃合等並びに富山市立義務教育学校水橋学園の設置を行うもの。

(2) 改正内容

ア 富山市立小学校及び富山市立中学校の統廃合等

- ・富山市立浜黒崎小学校を廃止し、富山市立大広田小学校と統合する。
- ・富山市立浜黒崎小学校松風分校を廃止し、富山市立大広田小学校松風分校を設置する。
- ・富山市立音川小学校を廃止し、富山市立古里小学校と統合する。
- ・富山市立義務教育学校水橋学園の設置に伴い、次の小学校及び中学校を廃止する。

(ア) 廃止する小学校

富山市立水橋中部小学校、富山市立水橋西部小学校、富山市立水橋東部小学校及び富山市立三成小学校

(イ) 廃止する中学校

富山市立水橋中学校及び富山市立三成中学校

イ 富山市立義務教育学校水橋学園の設置

名称	位置
富山市立義務教育学校水橋学園	富山市水橋中村28番地

ウ イに伴い、附則で、次に掲げる条例の一部改正を行う。

- ・富山市通学区域審議会条例
- ・富山市交通遺児福祉金支給条例
- ・富山市立公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
- ・富山市野外教育活動センター条例
- ・富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(3) 施行期日

令和8年4月1日

議案第157号

富山市郷土博物館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市郷土博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市郷土博物館条例の一部を改正する条例
富山市郷土博物館条例（平成17年富山市条例第262号）の一部
を次のように改正する。

別表第2の2富山市本丸亭の表を次のように改める。

2 富山市本丸亭

種別	使用時間区分による金額（円）				時間外料金 （円）（1 時間につき ）
	9時～11 時	11時～1 3時	13時～1 5時	15時～1 7時	
茶室及 び和室	2,200	2,200	2,200	2,200	1,380

備考 時間外料金は、供用時間以外の時間に使用する場合に適用
する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

富山市郷土博物館条例の一部改正について

[郷土博物館]

(1) 趣旨

富山市本丸亭の使用時間を見直すもの

(2) 改正内容

富山市本丸亭の使用時間の見直し

「17時～19時」及び「19時～21時」の使用時間区分の廃止

(3) 施行期日

令和8年4月1日

(4) その他

富山市郷土博物館条例の改正に伴い、富山市郷土博物館条例施行規則で規定している富山市本丸亭の開館時間等について、所要の改正を行う。

富山市立図書館条例施行規則の一部改正について

[図書館]

(1) 趣旨

富山市立図書館の運営の効率化及び職員のワークライフバランスの推進を図ることを目的に、開館時間及び休館日を変更するため、富山市立図書館条例施行規則を一部改正するもの。

(2) 改正の内容

① 図書館本館の開館時間変更

現行	改正案
(1)日曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後7時まで	(1)日曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後7時まで
(2)金曜日、土曜日 午前9時30分から午後8時まで	(2)金曜日、土曜日 午前9時30分から午後7時まで

② 八尾図書館ほんの森の開館時間変更

現行	改正案
(1)月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後7時まで	(1)月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後6時まで
(2)土曜日、日曜日、休日 午前9時30分から午後5時まで	(2)土曜日、日曜日、休日 午前9時30分から午後5時まで

※ 大沢野図書館、大山図書館、婦中図書館と開館時間を統一する。

③ 図書館全館（とやま駅南図書館、こども図書館除く）の休館日変更

現行	改正案
(1)12月29日から翌年1月3日	(1)12月29日から翌年1月3日
(2)蔵書点検期間	(2)蔵書点検期間
(3)毎月第1水曜日 (この日が休日に当たるときは、この日以後においてこの日に最も近い休日以外の日)	(3)毎月第1水曜日及び第3水曜日 (これらの日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い水曜日)

※ TOYAMA キラリ内のガラス美術館と休館日を統一する。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

富山市ガラス美術館条例施行規則の一部改正について

[ガラス美術館]

(1) 趣旨

富山市ガラス美術館の施設である「展示室」、「ギャラリー」等の開館時間等について、実際の運用実態に合わせた見直しを行うため、富山市ガラス美術館条例施行規則を一部改正するもの。

(2) 改正の内容

①開館時間の統一

現 行	改正案
「ギャラリー以外の施設」 午前9時30分から午後6時まで	「美術館の全ての施設」 午前9時30分から午後6時まで
「ギャラリー」 午前9時から午後9時まで	

②休館日の統一

現 行	改正案
「ギャラリー以外の施設」 (1)毎月第1水曜日、第3水曜日 (この日が休日に当たるときは、この日後において、この日に最も近い <u>休日</u> 以外の日) (2)12月29日から翌年1月3日まで	「美術館の全ての施設」 (1)毎月第1水曜日、第3水曜日 (この日が休日に当たるときは、この日後において、この日に最も近い <u>水曜日</u>) (2)12月29日から翌年1月3日まで
「ギャラリー」 ・12月29日から翌年1月3日まで	

※1 上記①開館時間、②休館日規定については、いずれも「教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる」規定を引き続き設けて、弾力的な運用を可能とするもの。

※2 上記①開館時間の統一に合わせて、開館当初から実施していた、金・土曜日の通年での午後8時までの延長開館措置を見直し、規則のとおり、午後6時までの開館とするもの。(※1の特認規定を適用しての延長措置だったもの。)

(3) 施行期日

令和8年4月1日

令和6年度富山市立小中学校の問題行動等調査の結果について

【富山市教育委員会】

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（以下、問題行動等調査）の概要

本調査は、文部科学省によって実施される「暴力行為」「いじめ」「不登校」等の生徒指導上の諸課題に関する調査である。調査対象は全国の小・中学校、高等学校であり、その結果は今後の生徒指導施策推進の参考とされる。（令和7年10月29日 結果公表）

本市では、全市立小学校63校1分校、全市立中学校25校1分校で本調査を実施しており、国と同様、調査結果を教育施策に活用している。

問題行動等調査の結果概要

本市においては、不登校児童生徒数及び出現率、いじめの認知件数が減少した。校内サポートルームの開設や個別最適な学びを目指した授業改善等、様々な取り組みが効果を発揮してきていると考えられる。しかし、暴力行為の発生件数は増加した。特に小学校においては、市・県ともに暴力件数が大幅に増加しており、暴力行動の低年齢化が大きな課題としてあげられる。児童生徒を巡る環境が変化の中で、価値観が多様化していること、児童生徒の不安や悩みが従来とは異なる形で現れていること、不安や悩みを一人で抱え込み、相談できない児童生徒がいる可能性があることも考慮する必要がある。そのため、学校では引き続き教師が児童生徒のSOSの早期発見に努め、組織的対応を行うとともに、外部の関係機関等とも連携を図ること、そして、一人一人の子どもに合わせた個別最適な学びの時間を保障することが重要である。

1 不登校

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）」をいう。本調査では、年間30日以上欠席した不登校児童生徒を対象としている。

(1) 不登校児童生徒数及び出現率の推移

単位：人（％）

	年度	富山市		富山県		全国	
小学校	R2	259	(13.2)	556	(11.4)	63,350	(10.0)
	R3	350	(18.0)	725	(15.1)	81,498	(13.0)
	R4	392	(20.5)	856	(18.2)	105,112	(17.0)
	R5	476	(25.3)	1110	(24.0)	130,370	(21.4)
	R6	470	(25.5)	1,106	(24.3)	137,704	(23.0)
中学校	R2	364	(35.6)	899	(33.7)	132,777	(40.9)
	R3	468	(46.3)	1112	(42.3)	163,442	(50.0)
	R4	556	(55.7)	1,336	(51.7)	193,936	(59.8)
	R5	644	(65.6)	1,531	(60.7)	216,112	(67.1)
	R6	614	(63.9)	1,518	(61.7)	216,266	(67.9)

※（ ）は、出現率、1,000人当たりの不登校児童生徒数である。

※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は国公立校分。

- 不登校児童生徒数は、小学校470人、中学校614人、計1,084人であり、前年度から小学校6人、中学校30人、計36人減少した。その出現率は、小学校は増加、中学校は減少した。
- 出現率において令和2年度と比較すると、小学校では、全国2.3倍、本市1.9倍と下回っており、中学校では、全国1.7倍、本市1.8倍と同様の傾向を示している。
- 不登校児童生徒について把握した事実で回答数が多かったものは、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」が小学校211人、中学校278人、計489人、次いで「生活リズムの不調に関する相談があった」が小学校156人、中学校225人、計381人、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が小学校130人、中学校179人、計309人となっている。
- 担任やカウンセリング指導員、スクールカウンセラー（以下、SC）、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等のかかわりによって、不登校児童生徒のうち小学校86人、中学校247人、計333人が登校できるようになった。

(2) 不登校児童生徒の欠席期間別実人数及び割合

単位：人（％）

		富山市			富山県			全国		
		不登校児童生徒数	90日以上	全休	不登校児童生徒数	90日以上	全休	不登校児童生徒数	90日以上	全休
小学校	R5	476	226 (47.5)	9 (1.9)	1,110	482 (43.4)	29 (2.6)	130,370	57,611 (44.2)	3,351 (2.6)
	R6	470	214 (45.5)	14 (3.0)	1,106	495 (44.8)	34 (3.1)	137,704	60,737 (44.1)	3,570 (2.6)
中学校	R5	644	390 (60.6)	22 (3.4)	1,531	910 (59.4)	53 (3.5)	216,112	132,781 (61.4)	7,380 (3.4)
	R6	614	364 (59.3)	27 (4.4)	1,518	868 (57.2)	66 (4.3)	216,266	131,221 (60.7)	7,286 (3.4)

※（ ）は、不登校児童生徒全体に占める90日以上と全休の児童生徒の割合（％）。
※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は、国公私立校分。

- 平成28年度から8年間、小・中学校ともに90日以上欠席の児童生徒が増加傾向にあったが、令和6年度では小・中学校ともに減少した。一方、全休の児童生徒は増加している。MAPメタバース、MAP豊田・婦中（適応指導教室）やフリースクール等と連携を図るとともに、「学校に行きづらい」と感じている子どもたちを支援する野外教育活動センターでの「自然体験」や、不登校児童生徒を抱える保護者との相談会の実施等、今後も社会的な自立に向けた継続的な支援及び保護者との連携が必要である。
- 令和6年度からは、校内サポートルームを小学校7校、中学校9校、合計17校に設置した。この部屋は、児童生徒が思い思いの過ごし方によって心のエネルギーをたくわえることをコンセプトとし、利用する児童生徒が自分に合ったペースで学習したり、読書や創作活動等、学習以外にもやりたいことを自ら選択・決定して取り組むことができるよう運営した。令和6年度は、一度でも校内サポートルームを利用した児童生徒は小学校で91人、中学校で127人の合計218人だった。

(3) 学校外の機関等で相談・指導等を受けた不登校の児童生徒数

単位：人

	小学校	中学校	計
MAP豊田・婦中（適応指導教室）	31	50	81
市教育センター	32	10	42
児童相談所・福祉事務所	11	13	24
保健所・精神保健福祉センター	5	0	5
病院・診療所	45	96	141
民間団体・民間施設	49	49	98
上記以外の機関等	2	4	6
延べ	175	222	397

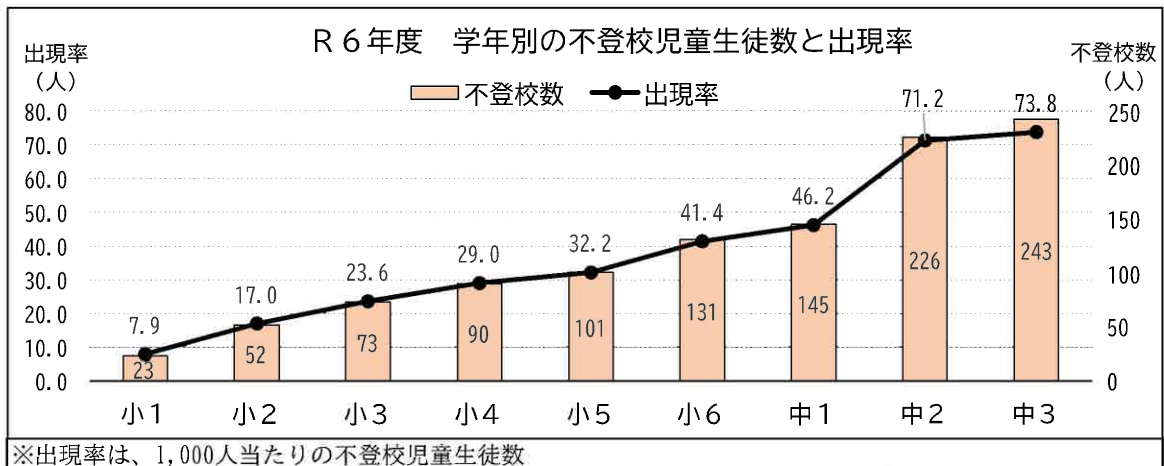
※複数の機関で支援等を受けている児童生徒もいる。

- 不登校児童生徒のうち小学校175人、中学校222人、計397人（前年度比+64人）がMAP豊田・婦中（適応指導教室）や市教育センター、病院等の学校外の機関から学習支援やカウンセリング等を受けている。

(4) 学年別の不登校児童生徒数

単位：人

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R5	36	56	76	83	118	107	476
R6	23	52	73	90	101	131	470
中学校	1年	2年	3年	計			
R5	193	230	221	644			
R6	145	226	243	614			

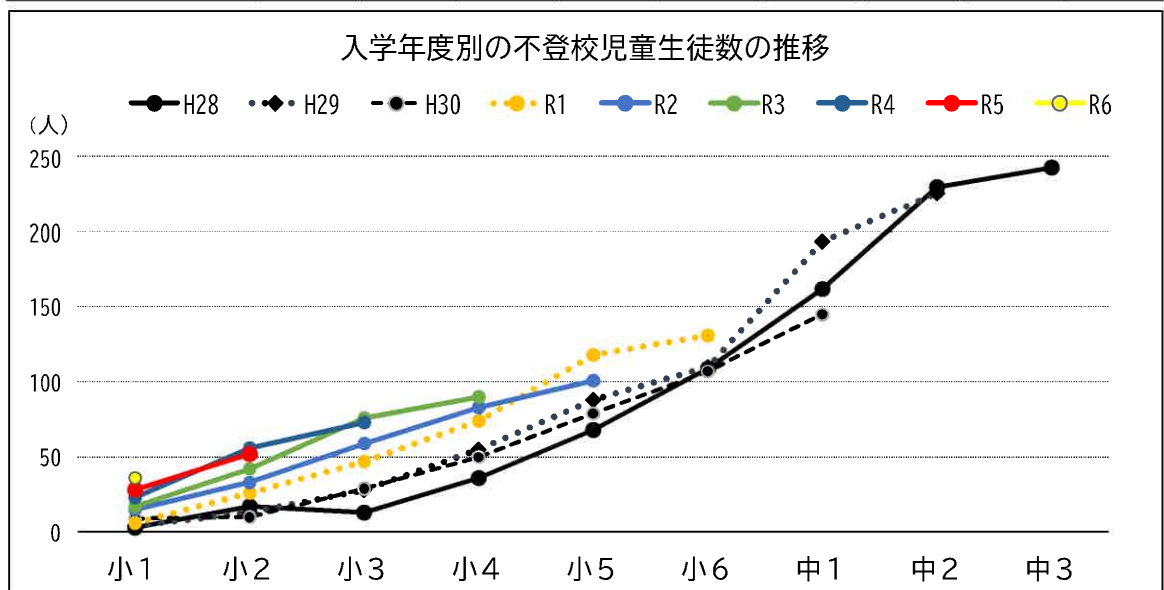


- 学年別に不登校児童生徒数を見ると、小学校1年生で23名となり、昨年度よりも減少はしているが低年齢化している。学年による変化を見ると、中学校1年生から中学校2年生にかけて81名、小学校5年生から6年生にかけて30名と増加人数が大きい。要因としては、前年度の不登校が解消していなかったり、学業不振や人間関係等で悩む生徒が増加してきていたりすることが考えられる。
- 「毎日の授業が楽しい」、「勉強がわかる、できる」など、個々の学びを保障する授業改善を推進することや、安心して過ごせるような居場所づくりをすることで、魅力ある学校・学級づくりを目指すとともに、発達の段階に寄り添った指導と支援、幼・小・中学校間での教員研修や子どもが合同で行う活動を推進し、円滑な接続に努めていく必要がある。また、SCやSSWとの連携を図り、適切なアセスメントのもと早期支援に努めていくことも重要である。

(5) 入学年度別の不登校児童生徒数の推移

単位：人

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H28年度入学	4	17	13	36	68	109	162	230	243
H29年度入学	9	13	28	55	88	110	193	226	-
H30年度入学	6	10	29	50	79	107	145	-	-
R1年度入学	15	26	47	74	118	131	-	-	-
R2年度入学	17	33	59	83	101	-	-	-	-
R3年度入学	23	42	76	90	-	-	-	-	-
R4年度入学	28	56	73	-	-	-	-	-	-
R5年度入学	36	52	-	-	-	-	-	-	-
R6年度入学	23	-	-	-	-	-	-	-	-



- 入学年度別に不登校児童生徒数の推移を見ると、いずれの年度においても学年が上がるにしたがって増加傾向を示しているが、不登校児童生徒数が50人に達する学年においては、年々低年齢化している。

2 長期欠席者

「長期欠席者」とは年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒を対象としている。また、欠席理由は、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」としている。
 ※小・中学校における長期欠席の状況等に関する調査については、26年度まで学校基本調査における「理由別長期欠席者数」の項目で調査していたが、27年度から本調査に移行した。

(1) 長期欠席児童生徒数及び出現率

単位：人（％）

	年度	富山市		富山県		全国	
小学校	R2	325	(16.5)	757	(15.5)	113,746	(18.0)
	R3	437	(22.3)	986	(20.5)	180,875	(28.9)
	R4	535	(28.0)	1,204	(25.5)	196,676	(31.7)
	R5	597	(31.7)	1,381	(29.8)	218,238	(35.8)
	R6	653	(35.4)	1,508	(33.2)	230,665	(38.5)
中学校	R2	454	(44.4)	1,109	(41.5)	174,001	(53.6)
	R3	563	(55.1)	1,389	(52.8)	232,875	(71.3)
	R4	703	(70.4)	1,694	(65.5)	263,972	(81.3)
	R5	754	(76.8)	1,844	(73.1)	275,202	(85.4)
	R6	745	(77.6)	1,884	(76.6)	276,305	(86.7)

※（ ）は、出現率、1,000人当たりの長期欠席児童生徒数である。
 ※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は国公立校分。

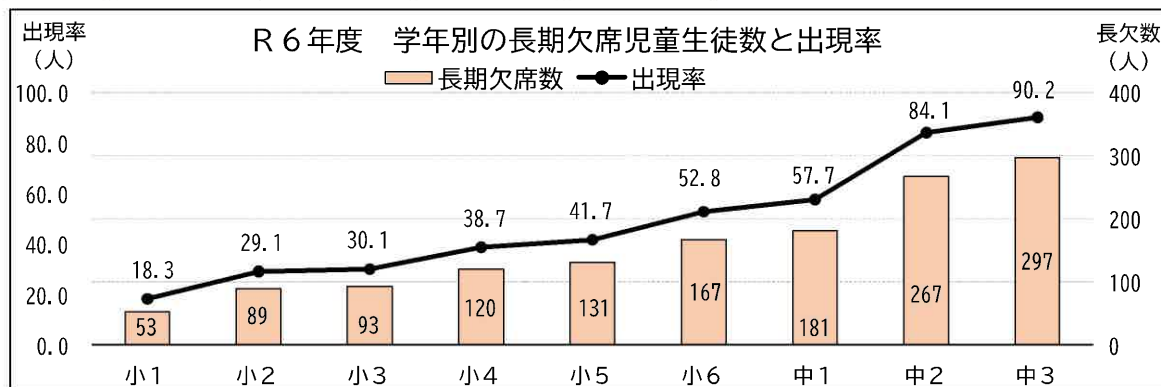
- 長期欠席児童生徒数は、前年度から小学校56人増加、中学校は9人減少した。出現率は小学校、中学校ともに増加した。
- 長期欠席者数の内訳は、「不登校」が小学校470人、中学校614人、計1,084人、「病気」が小学校70人、中学校115人、計185人、「その他」が小学校113人、中学校16人、計129人である。小学校において「その他」が大幅に増加している。
- 「その他」の内容としては、「保護者の教育に関する考え方」、「外国での長期滞在」が多かった。

(2) 学年別の長期欠席児童生徒数と出現率

単位：人

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R5	52	73	93	100	144	135	597
R6	53	89	93	120	131	167	653

中学校	1年	2年	3年	計
R5	211	284	259	754
R6	181	267	297	745



※出現率は、1,000人当たりの長期欠席児童生徒数

- 増加の背景として、保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられる。
- 長期欠席者は学年が上がるにつれて、増加傾向がある。断続的に欠席が続くと、長期化する傾向があるので、初期段階（2～3日連続して欠席した場合）での対応が重要になる。

3 いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(1) いじめの認知件数

	年度	富山市	富山県	全国
小学校	R2	345 (17.5)	739 (15.1)	420,897 (66.5)
	R3	379 (18.5)	841 (17.5)	500,562 (79.9)
	R4	468 (24.5)	1107 (23.4)	551,944 (89.1)
	R5	743 (39.5)	2168 (46.8)	588,930 (96.5)
	R6	615 (33.3)	2056 (45.2)	610,612 (101.9)
中学校	R2	166 (16.3)	379 (14.2)	80,877 (24.9)
	R3	208 (17.3)	612 (23.3)	97,937 (30.)
	R4	212 (21.2)	693 (26.8)	111,404 (34.3)
	R5	268 (27.3)	764 (30.3)	122,703 (38.1)
	R6	231 (24.1)	751 (30.5)	135,865 (42.6)

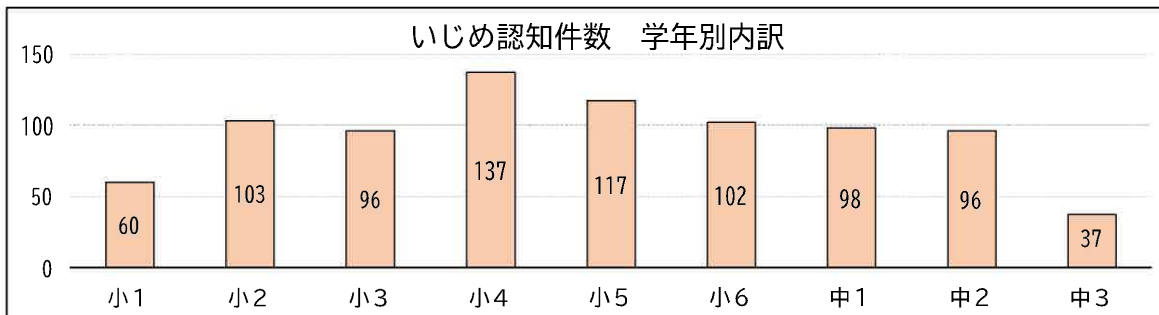
※()は、1,000人当たりのいじめ認知件数。

※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は国公私立校分。

- いじめの認知件数は、小学校615件、中学校231件、計846件であり、前年度から小学校128件、中学校37件、計165件減少した。また、その出現率も小・中学校ともに減少した。
- いじめ認知件数零校は小学校が2校1分校、中学校が1分校であった。
- いじめの態様については、「冷やかしかからかい等」が最も多く、小学校375件、中学校167件、計542件である。次いで、小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が135件「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が中学校で27件である。好ましい友人関係の築き方や情報モラル教育の一層の推進が必要である。
- 令和7年3月の調査報告時点においてのいじめ解消率は、小学校73.5%、中学校77.1%であった。前年度から小学校は0.8%低下し、中学校は0.2%上昇した。小学校では、前年度に比べ1～3月にいじめを認知した数は減少しているが、発生から3か月以上経過している件数が22件増加しており、いじめが長期化している傾向がある。一方で、中学校では、前年度に比べ1～3月にいじめを認知した数が1件増加しているが、発生から3か月以上経過している件数が11件減少しており、いじめの早期解決が図られていると考える。
- いじめ発見のきっかけについては、「学校の教職員以外からの情報により発見」が小学校524件、中学校186件、計710件である。その中でも「当該児童生徒の保護者からの訴え」が小学校275件、中学校83件、計358件と最も多く、次に「本人からの訴え」が小学校168件、中学校88件、計256件であった。
一方、「学校の教職員等が発見」は小学校91件、中学校45件、計136件であり、全件数の16.0%（前年度16.8%）となっている。今後も教職員がいじめを見逃さないという意識のもと、いじめに対するアンテナを一層高くするとともに、子どもや保護者が相談しやすい雰囲気をつくるなど、いじめの早期発見に努める必要がある。

(2) いじめの認知件数 学年別内訳

単位：件



※令和3年度より男女の区別がない調査となっている。

- 学年別のいじめの認知件数については、小学校では、4年生が137件で最も多くなっている。一方、中学校では、1年生が最も多い。全体として、小学校4年生をピークに学年が上がるにつれて減少する傾向にある。
- 今後も、各学校が「いじめ防止対策推進法」に規定するいじめの定義を正確に解釈して、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という意識のもと、アンケートや個別面談等による実態把握を積極的に行い、ごく初期段階のいじめ等も積極的に認知するとともに、即時対応、未然防止に努める必要がある。

4 重大事態

「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

- 重大事態の発生件数 ※R1まで都道府県ごとに発生件数を公表していない。

	年度	富山市	富山県	全国
国公立・小・中・高・特別支援学校の合計発生件数	R2	1	2	512
	R3	1	6	706
	R4	10	11	923
	R5	11	19	1,306
	R6	20	25	1,405

※R1は富山県の件数は公表されていない。

- 重大事態の発生件数の増加は、いじめの重大事態はもとより、疑いがあるものについても幅広く捉えたことが一つの理由になっている。今後も被害児童・生徒の不安に寄り添い、被害児童・生徒の心のケアを最優先にした対応を行う必要がある。
- 重大事態は17校20件であった。内訳は、「1号重大事態（生命・心身・財産重大事態）」は12件、「2号重大事態（不登校重大事態）」は14件であり、1号かつ2号の重大事態が6件あった。

5 暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいう。被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係のある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。

(1) 暴力行為の発生件数

単位：件

	年度	富山市	富山県	全国
小学校	R2	220 (11.2)	530 (10.8)	41,056 (6.5)
	R3	178 (12.2)	488 (10.1)	48,138 (7.7)
	R4	220 (11.5)	501 (10.6)	61,455 (9.9)
	R5	393 (20.9)	871 (18.8)	70,009 (11.5)
	R6	629 (34.1)	1324 (29.1)	82,997 (13.8)
中学校	R2	87 (8.5)	214 (8.0)	21,293 (6.6)
	R3	121 (9.5)	332 (12.6)	24,450 (7.5)
	R4	141 (14.1)	338 (13.1)	29,699 (9.2)
	R5	238 (24.2)	452 (17.9)	33,617 (10.4)
	R6	232 (24.2)	488 (19.8)	40,039 (12.6)

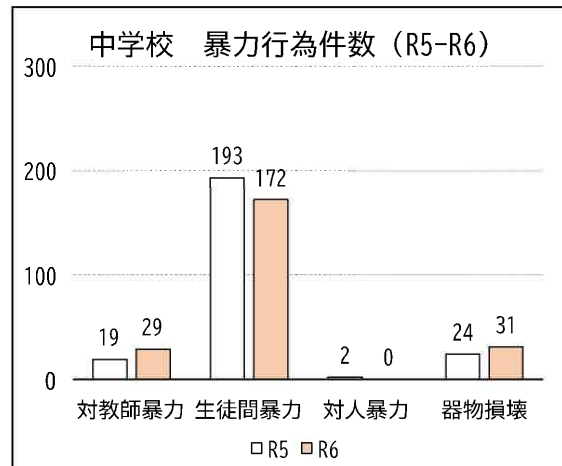
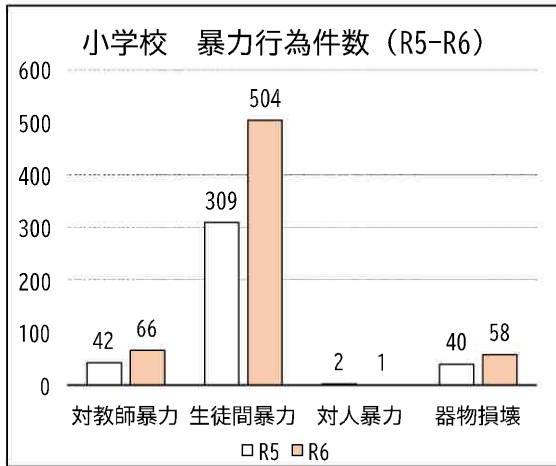
※（ ）は、1,000人当たりの発生件数。

※富山市の数値は公立校分。富山県と全国の数値は国公立校分。

- 暴力行為が発生した学校数は、小学校40校（62.5%）、中学校20校（76.9%）であった。前年度から小学校4校の減少、中学校増減なし、計4校減少した。
- 暴力行為の件数は、小学校629件、中学校232件、計861件であった。前年度から小学校236件の増加、中学校6件の減少で、計230件増加した。2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数は、小学校124人、中学校34人であり、前年度から小学校62人の増加（2倍）、中学校9人の減少で、計53人増加した。同一の児童生徒が繰り返し暴力行為を行ったことが発生件数の増加の要因の一つと考えられる。

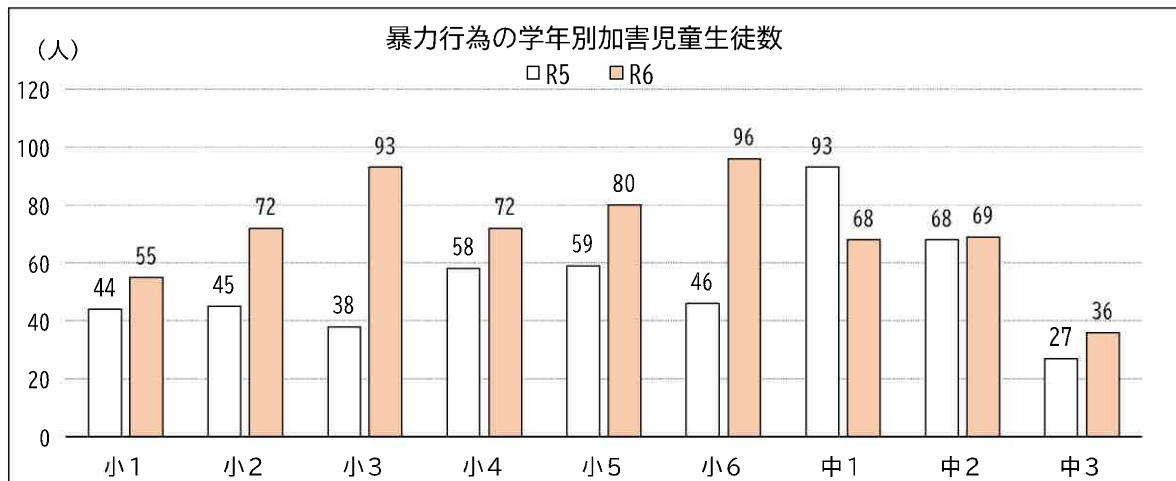
(2) 暴力行為件数 内訳

単位：件



- 暴力行為の内訳は、小・中学校ともに生徒間暴力が最も多く（小学校504件、中学校172件）、次いで小学校では対教師暴力（66件）、中学校では器物破損（31件）である。

(3) 暴力行為の学年別加害児童生徒数



- 暴力行為の学年別加害児童生徒数については、中学1年生以外は、昨年度より増加しており、小学校では6年生、中学校では2年生が最も多い。前年度に加害児童生徒数が多かった学年が引き続き多い傾向が見られる。

令和7年11月25日

令和8年度 富山市立中学校・義務教育学校学校選択制
通学区域外からの入学希望者数及び抽選実施校について

富山市教育委員会

中学校名	受入枠総数 (入学可能な人数)	通学区域外からの 受入枠	通学区域外からの 入学希望者数	抽選実施の有無
芝園中学校	132	19	23	※
堀川中学校	363	0	0	—
東部中学校	99	28	35	※
西部中学校	132	24	1	—
南部中学校	165	8	22	※
北部中学校	165	13	11	—
新庄中学校	231	0	0	—
岩瀬中学校	132	8	28	抽選実施
山室中学校	198	0	0	—
奥田中学校	198	12	31	※
大泉中学校	66	20	25	※
月岡中学校	66	20	3	—
呉羽中学校	165	1	2	※
和合中学校	99	24	4	—
興南中学校	99	0	0	—
藤ノ木中学校	198	9	0	—
大沢野中学校	165	14	1	—
上滝中学校	66	17	5	—
八尾中学校	132	21	6	—
速星中学校	330	18	8	—
城山中学校	99	13	3	—
山田中学校	21	15	0	—
楡原中学校	21	15	0	—
水橋学園	99	11	7	—
合計	3,441	310	215	

(※) 芝園中学校、東部中学校、南部中学校、奥田中学校、大泉中学校、呉羽中学校については、入学希望者が通学区域外からの受け入れ枠を上回っておりますが、受入枠総数に収まることが見込まれるため抽選は実施しません。

富山市立中学校・義務教育学校学校選択制 通学区域外からの入学希望者数の比較

富山市教育委員会

中学校名	受入枠総数 (入学可能な人数)				通学区域外からの受入枠				通学区域外からの入学希望者数				抽選実施の有無			
	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8
芝園	146	146	137	132	38	38	38	19	26	40	40	23	—	(※)	抽選実施	(※)
堀川	380	380	342	363	31	28	32	0	23	22	15	0	—	—	—	—
東部	110	123	114	99	38	38	35	28	38	28	35	35	—	—	—	(※)
西部	152	152	152	132	34	30	28	24	0	0	0	1	—	—	—	—
南部	213	190	182	165	38	29	33	8	12	29	22	22	—	—	—	(※)
北部	165	203	187	165	25	38	38	13	11	9	14	11	—	—	—	—
新庄	228	260	293	231	18	38	38	0	3	5	9	0	—	—	—	—
岩瀬	152	152	152	132	14	29	16	8	26	35	28	28	(※)	(※)	(※)	抽選実施
山室	228	225	228	198	31	38	12	0	2	4	2	0	—	—	—	—
奥田	210	217	224	198	38	38	38	12	37	43	41	31	—	抽選実施	抽選実施	(※)
大泉	76	76	76	66	19	22	30	20	19	16	16	25	—	—	—	(※)
月岡	76	66	66	66	21	25	23	20	0	1	1	3	—	—	—	—
呉羽	190	190	190	165	14	16	16	1	7	5	7	2	—	—	—	(※)
水橋	76	102	76	—	14	38	24	—	3	0	1	—	—	—	—	—
三成	54	72	38	—	20	38	15	—	0	0	0	—	—	—	—	—
和合	114	114	114	99	21	31	28	24	3	2	0	4	—	—	—	—
興南	137	136	114	99	28	30	11	0	4	3	2	0	—	—	—	—
藤ノ木	190	190	190	198	15	9	24	9	1	0	0	0	—	—	—	—
大沢野	190	167	152	165	11	20	9	14	2	0	1	1	—	—	—	—
上滝	76	76	76	66	21	12	8	17	0	1	0	5	—	—	—	—
八尾	152	152	152	132	21	30	12	21	3	7	6	6	—	—	—	—
速星	342	342	304	330	25	34	19	18	10	3	1	8	—	—	—	—
城山	114	114	114	99	14	25	33	13	0	1	3	3	—	—	—	—
山田	25	26	24	21	15	15	15	15	0	0	0	0	—	—	—	—
楡原	28	25	21	21	15	15	15	15	1	0	0	0	—	—	—	—
水橋学園	—	—	—	99	—	—	—	11	—	—	—	7	—	—	—	—
合計	3,824	3,896	3,718	3,441	579	704	590	310	231	254	244	215				
									7.25%	8.05%	7.72%	6.85%				

※ 入学希望校申請書の提出締切時点の対象者数は、次のとおりです（特別支援学級希望者を除く）。

令和8年度…3,137名、令和7年度…3,159名、令和6年度…3,154名、令和5年度…3,188名

※ 通学区域外からの入学希望者数は、入学希望校申請書の提出締切時点の数値です。

※ 抽選実施の有無の(※)は全体の入学希望者数が受入枠総数に収まるため、抽選を実施しない中学校です。

企画展

越中富山の

贈

り物



TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM

富山市郷土博物館

〒930-0081 富山県富山市本丸一上六一 富山城址公園内
 TEL 076-4327911 FAX 076-4328060
<https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>



令和7年

11月22日 土

令和8年

12月1日 日

開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日 12月17日（水）、12月28日（日）～1月4日（日）

観覧料 大人210円（170円） 高校生以下は無料

※（内は、20名以上の団体料並）

解説会 12月13日（土）、1月10日（土）、2月1日（日）

各14時より（要観覧料）



AMAZING TOYAMA

贈
り物

あなたは、どのような時に贈り物をしますか？
誕生日、結婚、葬儀といった人生の節目、お中元やお歳暮、クリスマスやバレンタインなどのイベント、はたまた謝罪しなければいけない時など。旅先ならば誰かの顔を思い出し、その土地ならではの「土産物」を購入する…。といった具合で、私たちは大小さまざまな「贈答品（進物）」を通じて他者と関わり合っています。

このような習慣は江戸時代の人々にも同じく根付いており、宴や儀礼が重んじられた分、盛んに進物を贈りあい、豊かな贈答文化を築いていました。本展では、富山藩士・内山家に伝来した冠婚葬祭に関する古文書を中心に、江戸時代の富山の人々が、どのような時に贈り物をし、どのような品が選ばれたのかを紹介します。



杉田青貝細工 印籠(大黒天)
(当館蔵)



内山家文書 水引のついた古文書
(寄託資料)



内山家文書「若殿様(利保)御筆の歌」
(寄託資料)

会期 令和7年11月22日(土)～令和8年2月1日(日)
休館日 12月17日(水)、12月28日(日)～1月4日(日)
開館時間 9:00～17:00(入館は16:30まで)

観覧料 大人210円(170円) 高校生以下は無料
※()内は20名以上の団体料金
※この料金で、常設展示もご覧いただけます。

学芸員による展示解説会

12月13日(土)、1月10日(土)、2月1日(日)
いずれも午後2時より
予約不要、参加無料(ただし、観覧料が必要です)

常設展 富山城ものがたり

展示室では、400年以上の歴史を持つ富山城の歴史を、模型や映像も使いながら、分かりやすく紹介しています。また、4階の天守展望台からは、昔の富山城の大きさが分かります。

願海寺城跡から発見されたものも展示しています。

■アクセス

JR富山駅から徒歩約10分
地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
富山空港より連絡バスで20分
北陸自動車道 富山ICより車で約15分

■駐車場

当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。最も近いのは城址公園地下駐車場です。



富山市郷土博物館

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM

〒930-0001 富山市本丸1-62 富山城址公園内

TEL:076-432-7911 FAX:076-432-0060

<https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>